

2 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止等を求める意見書（案）

2023年10月に、複数税率に対応した仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入された。

この制度では、インボイス発行事業者ではない事業者からの仕入れでは税額控除ができない。そのため、主に小規模事業者や個人事業者である免税事業者は、取引先からインボイス発行を求められ、発行できない場合は、不当な値下げや取引の打切りを求められることが懸念されていた。また、インボイス発行事業者になると、消費税の申告・納付が義務づけられ、税負担と事務負担の二重の負担を負うこととなった。

制度導入に当たっては、インボイス発行事業者になった場合に3年間は納税額を軽減するなどの税制措置や、税務署での相談体制の構築などの事業者支援措置が講じられてきた。

制度導入から2度目の消費税申告時期を迎え、小規模事業者などからは、減収や税負担の増によって経営状況が悪化したとの切実な声が上がっており、インボイスに係る経理事務が過大な負担になっているとの訴えも噴出しており、事業活動への深刻な影響は決して看過できるものではない。

また、エネルギー価格や原材料費等の高騰が長期化し、人材不足が深刻化する中で、経営環境は一層の厳しさを増しており、インボイス制度に係る負担を小規模事業者等に求めることができる状況ではない。

インボイス導入後の小規模事業者等の苦境や昨今の経営を取り巻く環境に鑑みれば、国の支援措置の拡充だけではもはや不十分であり、中小企業・小規模企業が企業数の99.9%、従業者数の91.3%と県内企業の大部分を占め、ものづくりやサービスの提供、農林水産物の出荷などを通じて県経済の活性化や雇用の創出に大きな役割を果たす本県の実情を踏まえれば、今やインボイス制度そのものを廃止することが最良の策であると言わざるを得ない。

また、電子帳簿保存法によって、契約書などの電子データを一定の形態で保存する等を義務づける電子帳簿等保存制度は、特に小規模事業者からは事務があまりにも煩雑で、事業活動に支障が生じかねないとの声が上がっている。

よって、国におかれては、インボイス制度等の事業者に過度な負担を与える制度を早急に廃止することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
経済産業大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣
(経済財政政策)

様

日本共産党
県民の会 } 提出